

## 出納責任者の支出できる金額の最高額について

令和7年4月13日執行の高根沢町長選挙において出納責任者の支出できる金額の最高額を公職選挙法第180条第2項の規定により定めたので、これを確認する。

- 1 上記選挙において出納責任者が支出することができる支出の金額下記のとおり定める。

金 円也

令和 年 月 日

出納責任者選任者

印

出納責任者

印

### 備考

- 1 候補者又は推薦届出人が自ら出納責任者となった場合を除き、出納責任者の選任者は、出納責任者が支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名押印しなければなりません（法第180条第2項）
- 2 選挙管理委員会に提出する必要はありません。